

医療連携体制加算の適切な算定について

通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算については、医療機関との連携により看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものであるが、本加算の算定にあたっては、特に以下の3点に留意すること。

- ① 医師から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する具体的かつ明確な指示書を受けること。【厚労省留意事項通知】
- ② 医療連携体制加算は、看護職員から当該看護を受けた利用者に対する加算としていることから、当該利用者に対する看護行為等を個別支援計画に位置付けて実施すること。【H21 障害福祉サービス報酬改定に係る QA19】
- ③ 看護師による見守りやバイタルチェックについては、重症心身障害児又は筋ジストロフィー等医療的ケアを必要とする場合であって、当該児童に対する見守りやバイタルチェックに係る看護上の必要性が明確にかつ具体的に医師の指示書に記載されている場合に限り、個別支援計画位置づけ算定可能となるものであり、特に看護の必要のない児童に対して看護師が行った単なる見守りやバイタルチェックについては算定対象とならないこと。
【厚労省への個別質問への回答】